八王子市町会等掲示板設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町会等が実施する掲示板の設置事業に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　町会等が行う掲示板設置を推進し、地域住民のコミュニティ活動の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　町 会 等　町会、自治会その他これらに類する団体をいう。

（２）　掲 示 板　町会、自治会で管理している掲示物を掲示するための構造物等をいう。

（３）　新　　設　未設置の箇所に新たに掲示板を設置することをいう。

（４）　撤去新設　現在ある掲示板を撤去し新たに設置すること、または現在ある掲示板を他の場所に移動して再設置することをいう。

（５）　修　　繕　現在ある掲示板の位置を変更せず、破損等により使用できなくなった掲示板の一部を修繕し原状回復することをいう。

（６）　撤　　去　現在ある掲示板を完全に取り外し、現状場所からなくすことをいう。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費が補助基本額に満たない場合は、その額に補助率を乗じた額を補助金額とする。（千円未満切捨て。）

工事区分	補助基本額	補　助　率	補助限度額
新　　設	180,000円	1/2	90,000円
撤去新設	240,000円		120,000円
修　　繕	80,000円		40,000円
撤　　去	40,000円		20,000円

２　撤去新設に該当する掲示板の撤去費及び修繕で発生した処分費については、補助金額に含まれる。

３　工事区分については、１団体あたり１区分とする。ただし、撤去区分については、新設以外の区分と併用しての申請を可とする。

４　新設・撤去新設区分については、１団体あたり申請基数１基とする。

（交付申請）
第５条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第１号様式による交付申請書に次の各号の書類を添えて、当該年度中に市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
（１）　設置箇所を明示した案内図
（２）　掲示板の現況を明示した写真
（３）　設計図
（４）　見積書の写し
（５）　その他市長が必要と認めるもの
２　交付申請書の提出は、補助対象事業の工事等着手前とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付決定通知書）
第６条　市長は、前条の交付申請書及び添付書類を確認し、正当であると認めたときは、第２号様式による交付決定通知書により申請者に通知する。

（内容変更等）
第７条　交付決定を受けた者は、市規則第１０条による補助対象事業の内容の変更等により、交付決定額に変更を生じた場合は、第３号様式により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。
２　前項による承認通知書は、第４号様式とする。

（事業の完了届）
第８条　交付決定を受けた者は、事業を完了したときは、第５号様式による事業完了届に次の各号の書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。
（１）当該工事請負業者の発行する支払領収証（これに準ずるものを含む。）又はその写し
（２）工事竣工後の写真
（３）掲示板の新設または撤去新設する場合について、土地所有者が町会等以外の所有であるときは、土地使用承諾書の写し

（補助金の交付）
第９条　補助金は、前条の届出確認後に交付するものとする。

（補助金に関する調査等）
第１０条　市長は、補助金に関して必要があると認めたときは、町会等に対し本補助事業に係る帳簿等を提示又は提出させ、事業完了後５年間調査することができる。

（手続の省略）
第１１条　この補助金の交付手続については、市規則第１３条の規定による手続を省略する。

（補助金制度の見直し）
第１２条　本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附　則

この要綱は、平成３１年（2019年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年（2020年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年（2021年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年（2024年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年（2025年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年（2026年）４月１日から施行する。